

番 号 : 150590

国 名 : カメルーン

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

件 名 : 陸稲及び水稲栽培振興プロジェクト 詳細計画策定調査(種子生産・普及計画)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 種子生産・普及計画
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年9月上旬から2015年10月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 1.00M/M、合計 1.50M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
 3日 30日 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月19日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務：	稲作・普及計画に係る各種業務
対象国／類似地域：	カメルーン／全途上国
語学の種類：	英語 または 仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

カメルーン国において農業は基幹産業であり、就業人口の約6割(2012年)、GDPの約2割(2012年)を占めている。カメルーン国では、伝統的にプランタンバナナ、キャッサバ、ヤムイモを主食としていたが、近年、都市部を中心として米食やパン食が好まれるようになり（コメ消費量：都市部 25.7 kg/人・年、農村部 19.4 kg/人・年）、主食の範囲が広がりつつある。

一方、増加するコメ消費量に対し、カメルーン国内のコメ生産量は17万t（粳）にとどまる中、2012年には55万tのコメ（精米）が輸入されている。またその購入には、156,613百万FCFA（約239百万ユーロ）が費やされており、カメルーン国においてコメの輸入額は石油等の化石燃料に次ぐ第二位となっている。

我が国は2011年5月から2016年5月まで、熱帯雨林地域での陸稲生産（天水稲作）の普及を目的とした「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」（以下、「現行プロジェクト」）を開始し、プロジェクトで研修を受けたカメルーン国普及員により、10,000人の農家に対して陸稲栽培を普及するなど順調な成果を上げているものの、こうした普及員に対しては今後も、適切な品種の選定、種子生産、収穫後処理（適期収穫・乾燥・脱穀・精米）に関する技術を継続的に指導していく必要性の高いことが2013年2～3月に実施した中間評価や現行プロジェクトの報告で指摘されている。

カメルーン国の熱帯雨林地域における陸稲は、平均的な収量が2t/haと見積もられており、優良種子による適切な栽培方法を普及することで国内のコメ生産量増加に貢献はするが、陸稲と水稻をそれぞれの適地で栽培することでカメルーン国におけるコメの増産に更に寄与することが可能となる。カメルーン国における水稻の平均的な単収も2～3tにとどまっており、その栽培技術から収穫後処理技術に至るまで様々な課題が見られるが、灌漑・排水などの技術普及を進めることで収量の増加が見込まれる。

かかる状況下、カメルーン国は我が国に現行プロジェクトの成果（稲作栽培に関するマニュアル、稲作普及方法、稲作研修、収穫後処理技術等）を活用し、中央州・東部州・南部州・北西部州の4州（以下、「対象4州」）を対象地域にコメの生産量及び国産コメ流通量の増加を目的とした、「陸稲及び水稻栽培振興プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を要請した。

これを受け、JICAはカメルーン国の稲作開発政策等を踏まえ、対象4州における国産米生産増に向けた支援を行うとともに、実施後の効果発現の最大化を図る体制の構築を図るべく、本プロジェクトの詳細計画(案)を策定し、農業農村開発省及びアッパーヌン渓谷開発公社とミニッツ(M/M)を締結する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、担当分野の調査結果を報告書（案）に纏める。提出された担当分野の報告は、評価分析団員が詳細計画策定調査報告書（案）として全体の取纏めを行うため、これに協力する。

調査実施に際しては、カメルーン国の稲作開発政策及び対象 4 州の稲作開発状況を踏まえ、担当分野の戦略及び開発シナリオを策定する。

種子生産・普及計画団員は、灌漑・農業土木団員及び農業機械化・収穫後処理団員と密に情報交換を行い、現行プロジェクトで行っている優良種子の栽培・選定をはじめとした適正栽培技術の支援等の活動結果を踏まえ、本プロジェクトにおける生産増と収入増に向けた適切な稲栽培、種子生産及び普及計画について調査する。

なお、灌漑・農業土木団員が、本プロジェクトで実施可能な排水整備、維持管理に関する技術的支援について検討を行うことから、同団員が行う灌漑施設維持と水管理についての検討に協力する。

また、農業機械化・収穫後処理団員が、農業資機材の投入、収穫後処理に関する技術支援について検討を行うことから、同団員が行う支援内容の検討にも協力する。

（1）国内準備期間（2015 年 9 月上旬）

- ①種子生産・普及計画の観点から、カメルーン国の重要な農業政策について課題を抽出するとともに、National Rice Development Strategy (NRDS)についても進捗状況について情報収集する。
- ②要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、カメルーン側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文若しくは仏文）を作成する。（事前に質問票を作成した場合、JICA カメルーン事務所経由先方機関あて送付する。）
- ③プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案及び P/O（Plan of Operations）案について、種子生産・普及計画の観点から必要とされる項目・内容を検討する。
- ④現行プロジェクトに係る報告書等を確認の上、本プロジェクトで取組むべき課題、協力内容等を検討する。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015 年 9 月上旬～10 月上旬）

- ①JICA カメルーン事務所等との打合せに参加する。
- ②カメルーン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③担当分野に係る情報・資料を収集し、質問票を作成した場合には回収の上、現状を把握・分析する。

具体的には以下のとおり。

- ア) 稲作および種子生産関連各組織の体制及び状況
- イ) カメルーン国における種子生産・普及・支援体制
- ウ) 組織化及び営農／栽培状況（プロジェクト対象地域における種子生産・稲栽培・販売・農家経営等）
- エ) 流通、販売状況
- オ) プロジェクト対象地域における民間企業（種子生産、栽培、収穫後処理、流通）

の稲作事業状況

カ) 他ドナー、機関等の援助動向、内容及び結果

- ④種子生産・普及計画に関し、カメルーン国農業開発政策及び NRDS の実施に向けた先方政府の体制、予算、プロセス等を確認し、本プロジェクトの位置付けや効果について分析する。特に、プロジェクト対象地域の稲作開発を管轄するアッパーヌン渓谷開発公社 (UNVDA) の体制及びプロジェクトにおける位置付け、稲作・種子生産・普及計画を担当する組織や機関について、十分な情報収集と検討を行う。
- ⑤具体的な協力活動が想定できる場合は、候補地の現地踏査を実施する。
- ⑥調査結果に基づき、担当分野について PDM 案、P/O 案、モニタリングシート案の作成に協力する。
- ⑦カメルーン国関係者との協議で合意された内容につき、R/D (Record of Discussions) 案、M/M (Minutes of Meetings) 案の取纏めに協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA カメルーン事務所等に報告する。
- ⑨本調査に係る詳細計画策定結果 (案) の策定に協力する。

(3) 帰国後整理期間 (2015 年 10 月中旬～2015 年 10 月下旬)

- ①詳細計画策定結果の作成に協力する。
- ②事業事前評価表作成に協力する。
- ③PDM、P/O、R/D の作成に協力する。
- ④帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤担当分野に係る計画策定調査報告書 (案) を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませぬ (見積を計上して下さい)。航空経路は、成田・羽田⇒パリ⇒ヤウンデ⇒パリ⇒成田・羽田を標準とします。

カメルーン国内移動については、JICA カメルーン事務所が車両等を手配します。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICA カメルーン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です (当該経費は契約には含みませぬので、見積書への記載は不要です)。

- ・車両関係費
- ・通信費
- ・資料等作成費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことを言います。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は 2015 年 9 月 5 日～10 月 4 日を予定しています。

JICA 職員の現地調査期間は 2015 年 9 月 12 日～9 月 26 日を予定しています。本業務従事者は、他の業務従事者とともに、JICA 職員の現地調査期間に約 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 [JICA]
- イ) 協力企画 [JICA]
- ウ) 評価分析 [コンサルタント]
- エ) 種子生産・普及計画 [コンサルタント]
- オ) 灌漑・農業土木[コンサルタント]
- カ) 農業機械化・収穫後処理[コンサルタント]

また、現地派遣期間中、現行プロジェクトの長期専門家 4 名が現地で活動しています。

- ア) 総括
- イ) 陸稲栽培／普及
- ウ) 業務調整／種子生産
- エ) 研修／普及 2

③便宜供与内容

JICAカメルーン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配（調査開始時）
あり
- ウ) 車両借上げ
車両借上げについては、JICAカメルーン事務所にて予約・支払を行い、全行程の燃料費、通行料、地方での車両借上げ費については、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。
- エ) 通訳備上
必要に応じ現地にて英仏通訳を備上します。
- オ) 現地日程のアレンジ
現地調査開始時の関係機関訪問についてはJICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
無し

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-84099、担当：伊藤、坂野、西田) から提供します。

- ・「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」各種報告書 (電子版)

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAカメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上